



発行責任者:宗谷教職員組合 高 一伸  
〒097-0004 稚内市緑2丁目4-21  
電話 0162-22-2480 FAX0162-22-2484  
E-mail info@soya-teachers.org  
平成 27 年 5 月 15 日/第 3 号

## 道教組が道教委に要求書提出

5月14日、全北海道教職員組合（道教組）は、北海道教育委員会に、「へき地等学校の級別指定の見直し」にかかわり北海道の子どもたちの教育条件を守るための要求書」を提出しました。要求事項は3点です。

- 要求事項 ——
1. へき地級地指定の見直し算定作業について、どのような基準で、どのように算定されるものかについて私たち職員団体にも明らかにすること。
  2. 教職員の働く環境・条件は、子どもの教育条件です。教育環境の低下を招くことのないよう、教育行政として最大限の努力をすることを求めます。
  3. へき地校で働く教職員の切実な実態を受け止めていただくため、7月上旬までに意見交換の場を必ず設定していただくよう求めます。



要求事項の「3」については、2009年の算定作業の際に財産があります。道教委と道教組が「意見交換会」を開いています。この意見交換会には宗谷教組から5名の先生方が参加をしたと記録されています。道教組ニュースの記事には道教委の見解として「教育の機会均等のためには、へき地教育の水準の維持向上が大切」と紹介されています。

私たちがへき地級地の維持や、実際の生活との乖離が少しでも埋まるよう働きかけるのは、宗谷管内のへき地性を正しく反映させた級地決定をすることが、子どもたちの教育条件に密接に関係しているからです。この観点を大切にしながら、教育条件整備の運動を広め、広い世論を作りだしましょう。

## 都市近郊調整の取扱いについて

今回のへき地のたたかいははじめるに当たって、「申し入れ書」を活用しています。この取り組みの中でひとつ明らかになったことがあります。都市近郊調整についてです。

**調整点数を決めるのは、北海道では「へき地手当に関する規則第3条」により「教育委員会からの協議により人事委員会が定める。」とされています。**これを受けて、平成22年1月8日に「不健康地の取扱い」と「都市近郊調整の取扱い」について通知されています。この際に「**都市近郊調整**」については、『**人材確保が他の地域と比べて著しく困難であると人事委員会が認める地域**』については、除外されることになり、宗谷・留萌・根室管内がこれに該当することになりました。

教育関係者と対話をする中で、今回の算定では基準そのものは変わらないため、この通知の効力が維持されることになることが明らかになりました。

前回の算定では、最後まで全容がわからず悶着した「不健康地」と「都市近郊調整」の取扱いが解明され、不安な部分が無くなったようにも感じますが、6年前同様、教育関係者の学び合いや知恵の出しあいは欠かせません。これからも取り組みを進めましょう。

### へき地級地を決める「点数」とは…

へき地級地を決める点数には「基準点数」と「調整点数」があります。ここで触れている「不健康地」と「都市近郊調整」は「調整点数」の中の項目です。

【基準点数】	【調整点数】
駅・停留所・船着場	児童生徒の通学距離
旧総合病院	図書館・博物館
病院	教員数
診療所	分校
高等学校	ブロードバンドサービス
郵便局	携帯電話
市町村教育委員会	都市近郊調整
金融機関	
スーパーマーケット	
市の中心地	
県庁所在地等の中心地	
本土からの距離	
月間航行回数	

### 不健康地とは…

学校の所在する地域における自然的条件が下記に該当する場合加算される調整点数

- (1) 有毒ガスの発生地帯 10点
- (2) 風土病地帯 5点
- (3) 湿潤地帯 10点
- (4) 極寒地帯 10点
- (5) 多雪地帯 8点または16点
- (6) 霧発生地帯 10点

### 都市近郊調整とは

3万人以上の市町村までの距離が40Km未満の場合、算定点数を減点できるというもの。

